

# 山形県立保健医療大学食堂及び売店運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

公立大学法人山形県立保健医療大学食堂及び売店運営業務について、現在委託により食堂及び売店を運営している事業者が令和5年7月末をもって撤退することから、8月以降に運営する委託業者を企画提案により募集する。この要領は、本プロポーザルに参加した事業者の中から候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

また、本プロポーザルに参加する者は、この要領（以下、「実施要領」という。）に定める事項に同意の上、参加するものとする。

## 2 提案を公募する業務の概要

### (1) 業務名

山形県立保健医療大学食堂及び売店運営業務委託

### (2) 仕様書（業務内容）

別紙「山形県立保健医療大学食堂及び売店運営業務委託基本仕様書」

### (3) 契約期間

契約の日から令和6年3月31日

ただし、有効期間満了日前1か月前までに意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間契約を更新する。

### (4) 運営経費

建物使用料：100%減免

光熱水費：100%減免

## 3 公募型プロポーザルの参加資格要件

### (1) 参加資格

次の全ての要件を満たすことを条件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

ウ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、同名簿に登載されていない場合は、過去5年間（平成30年4月から令和5年3月まで）に、日本国内の教育施設等に向けた本業務相当以上の受託業務の実績を有する者であること。

オ 山形県内に事業所を有する場合は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。

カ 消費税を滞納していないこと。

キ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

ク 会社更生法（平成14年法律第154条）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

ケ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

（ア）役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## （2）欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領等に定めた参加資格が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が実施要領等で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ その他、本学が設置する選定委員会において不適切と認められたとき

## 4 スケジュール

（1）実施公告	令和5年6月23日（金）
（2）参加申込書提出期限	令和5年6月29日（木）
（3）質問書受付期限	令和5年7月5日（水）
（4）企画提案書等の提出期限	令和5年7月12日（水）
（5）プレゼンテーション実施（選定委員会）	令和5年7月19日（水）
（6）審査結果の通知	令和5年7月下旬
（7）委託契約の締結	令和5年8月1日（火）

## 5 プロポーザル参加の意思表示

### (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を作成し、期限内に提出すること。

#### 【提出書類】

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ア 参加申込書（様式第1号）       | 1部 |
| イ 法人概要書（様式第2号）       | 1部 |
| ウ 業務実績書（様式第3号）       | 1部 |
| エ 法人の登記簿謄本（コピー可）     | 1部 |
| オ 代表者の印鑑証明（法務局発行のもの） | 1部 |

※入札参加資格者名簿に登載されているものにあつては、エ及びオの提出不要

#### 【提出期限】

令和5年6月29日（木） 午後5時まで

#### 【提出方法】

下記12の場所まで持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

### (2) 質問及び回答

本プロポーザル実施に当たつての質問事項がある場合は、質問票（様式第4号）により、電子メールで提出すること。なお、質問内容及び回答は参加申込者全員に対し電子メールにより行うこととする。

※ 電話による質疑は受け付けない。

## 6 企画提案書の提出

上記5により、参加申込書を提出した者は、下記に基づき企画提案書等を提出すること。参加申込書の提出がない者からの企画提案書等の提出は認めない。

### (1) 提出書類

- ① 提案書表紙（様式第5号）
- ② 提案書（様式任意）…別紙「提案書に記載すべき事項」を記載したもの

### (2) 提出部数

各6部（正本1部・写し5部）。ただし、提案書表紙（様式第5号）は、正本1部のみ提出とする。

### (3) 提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時まで

### (4) 提出方法

下記12の場所まで持参又は郵送（郵送の場合にあつては、提出期限必着）によること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

### (5) 提案書（様式任意）の留意事項

- ア 用紙の規格はA4判（横書き）とすること。資料、図面等で必要な場合はA3判でも可とするが、左綴じで閲覧できるよう折り込むこと。
- イ 仕様書に記載されていない独自の提案については、そのことがわかるようにタイトル等を工夫すること。

ウ 日本語で表記すること。

エ 通し番号を振り、目次を付けること。

オ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属すること。また、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

(6) その他

提案書表紙については、代表者印を押印すること（写しには押印不要）。

## 7 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査により、事業者を決定する「公募型プロポーザル方式」とし、山形県立保健医療大学が設置する選定委員会において審査を行う。審査基準に照らして審査を行い、評点が最も高い者を委託候補者として選定する。なお、参加者が1社の場合、評点の合計が5割以上の場合に委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

提案についての説明及び質疑応答のため、必要に応じて、提案書等の内容に基づくプレゼンテーションを行う。また、プレゼンテーションには、本委託業務の担当予定者の参加を必須とする。なお、日時等については、参加者に別途通知する。

ア 場所 山形県立保健医療大学

イ 説明時間等

(ア) プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。

(イ) 説明時間は25分以内とし、説明終了後、必要に応じて質問を行う。

(ウ) 説明順については、原則として、参加申込書の到着順とする。

ウ その他

プロジェクター（パソコンとの接続ケーブルを含む。）及びスクリーン各1台を本学で準備する。パソコン又は追加のプロジェクター等が必要な場合は、各自で準備すること。

(3) 審査項目

審査については、企画提案書等及びプレゼンテーションによる提案を総合して評価する。

## 8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者、上記3の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(5) 2者以上の代理人をした者

(6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影、重要な表記について誤脱した又は不明な提案をした者

(7) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者

## 9 提出書類等の取り扱い

提出書類等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提出された提案書等は、審査・説明の目的並びに下記(3)により公表する場合に限り、山形県立保健医療大学がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

## 10 選考結果と契約の締結

- (1) 選考結果は、全ての提案者に対して文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申立は、受け付けない。また、本プロポーザルに係る参加事業者の評価順位、評価点数その他の参加者の評価に関する情報は、参加事業者による自身の評価情報の開示も含め公表しない。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、候補者と山形県立保健医療大学は、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととする。
- (3) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行う。
- (4) この要領に定めのない事項については、公立大学法人山形県立保健医療大学会計規程に基づくものとする。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加により、山形県立保健医療大学から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (2) プロポーザル参加に要した費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面にて速やかに連絡すること。
- (4) 提案書等受付期間経過後における提案書等の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

## 12 提出先及び問い合わせ先

公立大学法人山形県立保健医療大学 総務課（担当：原田、長谷部）

〒990-2212 山形市上柳260番地

電話：023-686-6603

FAX：023-686-6674

E-mail：soumu@yachts.ac.jp

**【別紙】 提案書に記載すべき事項**

<p>食堂・売店共通</p>	<p>(1) 運営理念・方針  (2) 運営体制  ⇒運営責任の所在、有資格者及び技術面等に関するアピール情報  ⇒運営方法（提案）の概要  (3) 従業員の配置・指導方針  ⇒従業員の配置計画及び役割分担等  ⇒従業員の指導方針  (4) 衛生管理・危機管理  ⇒食品衛生関係法令遵守への取組  ⇒災害等発生時の際の危機管理体制（フロー図等）</p>
<p>食堂</p>	<p>(5) 調理・メニュー  ⇒食の健康に関する考え（使用食材、分量、カロリー等）  ⇒具体的なメニュー案の提示（設定価格含む）  ⇒調理・提供の方法、提供にかかる時間（混雑時の対応）等について  (6) 大学行事等への協力  ⇒学内でイベント等を実施する際の弁当やオードブル等への対応  ⇒大学と連携して実施してみたいイベントや行事等（任意記載）  (7) 安定的な運営を確保するための取組や独自サービス等の提案  ⇒収入と支出の予測について  ⇒（5）及び（6）以外で安定的な運営を確保するための取組や独自サービス等について</p>
<p>売店</p>	<p>(8) 取扱商品（自動販売機を含む）  ⇒取扱商品一覧（案）  ⇒価格設定について  ⇒自動販売機を設置する場所について  (9) 安定的な運営を確保するための取組や独自サービス等の提案  ⇒収入と支出の予測について  ⇒（8）以外で安定的な運営を確保するための取組や独自サービス等について  (10) その他  ⇒売店について、一般的な業態や運営方法と大きく異なる提案を行う場合は、（9）の冒頭部分で提案概要を具体的に記載するとともに提案理由や期待される効果等を記載すること。</p>